

別記様式第2号（第9条関係）

その1	
<h2 style="margin: 0;">営 業 の 方 法</h2>	
営業所の名称	
営業所の所在地	
風俗営業の種別 法第2条第1項第 号の営業	
営業時間	<p>午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで</p> <p>ただし、 の日にあつては、 午前 時 分から 午後 時 分まで</p>
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒類の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)		
(まあじやん屋のみ記載すること)		
遊技料金	①客1人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき	円
	半自動台につき	円
	その他の台につき	円
遊技料金の表示方法		
(ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること)		
ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金	ぱちんこ遊技機	玉1個 円
	回胴式遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	アレンジボール遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	じやん球遊技機	玉1個 円
メダル1枚 円		
その他の遊技機 ()	につき 円	
その他の営業の遊技料金	遊技の種類 ()	につき 円
遊技料金の表示方法		
賞品の提供方法		
提供する賞品のうち最も高価なもの	(円)	